



障精発0920第3号
令和4年9月20日

公益社団法人 日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長



世界メンタルヘルスデーイベント及び第69回精神保健福祉普及運動に係る
厚生労働省タイアップの実施について（協力依頼）

本年10月10日（月）の世界メンタルヘルスデーに際し、厚生労働省では、メンタルヘルスや精神障害に対する理解促進を目的としたイベントを開催するとともに、10月10日（月）から16日（金）までを期間として、全国を対象に第69回精神保健福祉普及運動を実施する予定としています。

これらの厚生労働省施策の周知及び普及啓発を目的として、10月28日（金）全国公開予定の映画「天間荘の三姉妹」とのタイアップを実施することしました。

本映画では、家族や近い人たちとのつながりや悲しみにどう寄り添うべきかがテーマとして描かれています。世界メンタルヘルスデーのイベントの標語「つながる、どこでも、だれにでも」との親和性もあり、厚生労働省では、このタイアップを通じ、メンタルヘルスや精神障害への更なる理解促進が図られることを期待しています。

つきましては、タイアップポスター（別添参照）を製作の上、関係医療機関等に対し、別途配布しますので、本タイアップの目的を十分ご理解いただき、掲示について、御協力をお願いします。

また、貴会会員に対し、本タイアップについて周知いただくとともに、ポスター掲示への協力について、依頼いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別添）タイアップポスター

※全国の精神科医療機関等にポスター（A2版1～3枚程度）を当省から直接発送します。（9月末発送予定）

(参考1) 世界メンタルヘルスデーイベントについて

(参考2) 第69回精神保健福祉普及運動実施要綱

(参考3) 映画「天間荘の三姉妹」公式サイト (<https://www.tenmasou.com/>)

<連絡先>

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 精神・障害保健課

電話：03-3595-2307

e-mail：tenmaso@mhlw.go.jp

WORLD MENTAL HEALTH DAY

参考1

世界メンタルヘルスデー2022

つながる、どこでも、だれにでも



午前 YouTube
10月10日(月・祝) 10時 配信

著名人やピアサポーターなどが、
メンタルヘルスについてわかりやすく語ります！



スポーツ心理学者(博士) / 五輪メタリスト
メンタルトレーニング上級指導士
慶應義塾大学特任准教授
田中ウルヴェ 京氏



株式会社HIRAKU 代表取締役
元ラグビー日本代表キャプテン
廣瀬 俊朗氏



競泳金メタリスト
萩野 公介氏



元バレーボール日本代表
大山 加奈氏

「メンタルヘルスは自分に関係ない」と感じている方にも、いまご自身や周囲の人が
悩みを抱えている方にも、ご覧いただきたい、一緒に考えていただきたいテーマです。

第1部

アスリートなどによる対談

「誰にだって起こりうる」そんなメンタルヘルスの
問題について、トップアスリートの皆さんのお話を
伺いながら、ともに考えます。

第2部

ピアサポーター*などによる対談

統合失調症やうつ病などの精神疾患について「正しく
知り、向き合うこと」それがなぜ全ての人にとって
大切なのか、体験談も交えて考えていきます。

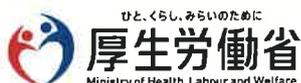
特設サイトからYouTube配信をご覧いただけます。
その他メンタルヘルスに関する各種情報などを
案内しています。

世界メンタルヘルスデー2022
特設サイト
[https://www.mhlw.go.jp/
kokoro/mental_health_day/](https://www.mhlw.go.jp/kokoro/mental_health_day/)

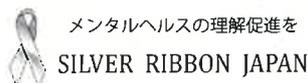


*ピアサポートとは、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言います。

主催



協力



運営事務局

PwCコンサルティング合同会社
お問い合わせ先 090-6049-0064
jp_mental_health@pwc.com

第69回精神保健福祉普及運動実施要綱

1 名称

第69回精神保健福祉普及運動

2 趣旨

地域社会における精神保健及び精神障害者の福祉に関する理解を深め、精神障害者の早期治療並びにその社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、併せて、精神障害の発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進を図り、もって精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

3 期間

令和4年10月10日（月）から10月16日（日）まで

4 主催

厚生労働省、都道府県及び市区町村

5 後援（予定）

最高裁判所、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省、（公社）日本医師会、（公社）日本精神科病院協会、（公社）日本精神保健福祉連盟、（公社）日本精神神経科診療所協会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本薬剤師会、（公社）日本看護協会、（公社）日本精神保健福祉士協会、（一財）日本公衆衛生協会、（社福）全国社会福祉協議会、（公社）日本医療ソーシャルワーカー協会、（一社）日本臨床心理士会、（公社）全日本断酒連盟、（公社）アルコール健康医学協会、（公社）日本てんかん協会、（一社）日本精神科看護協会

6 推進標語

ともに生きること ～人と人とのつながりを考える～

7 実施事項

(1) 厚生労働省で行う事項

精神障害者の福祉の増進と国民の精神保健の向上を図るため、各関係機関及び団体等と緊密な連絡をとり、全国的な広報活動の推進を図る。

なお、普及運動の一環として毎年全国大会を関係省庁及び関係団体の後援の下に実施しており、本年度は、10月14日（金）に山口県山口市において実施する。

(2) 都道府県及び市区町村で行う事項

ア 精神保健福祉に関する地域住民に対する知識の普及及び理解の促進

精神障害者の早期治療、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の推進並びに精神障害の発生予防その他精神的健康の保持及び増進等精神保健福祉に関する知識について、地域住民や関係者に対して広報活動を行い、精神保健及び精神障害者の福祉についての関心を高めるよう努める。

イ 精神保健福祉に関する当事者の知識の普及及び理解の促進

精神障害者及びその家族に対し、精神障害についての知識の普及を図るとともに、医療機関や社会復帰施設等における事業、保健所、精神保健福祉センター等において行われている精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導等の精神保健福祉活動を積極的に紹介し、理解を深めるよう努める。

ウ 地域精神保健福祉に関する関係機関及び団体との協力事業の推進

地域精神保健福祉活動の推進に当たっては、地域における関係機関及び団体との密接な協力が必要であり、これら関係機関等の行う精神保健福祉事業に積極的に参加し、援助を行うことによって、その振興を図る。

(例 示)

- (ア) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談や訪問指導を始めとする精神保健福祉活動を積極的に紹介し、その活用の普及を図る。
- (イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する一般の正しい知識と理解を深めるため、保健所、精神保健福祉センター、精神科病院、社会復帰施設等関係機関との連携による精神障害者福祉思想の普及啓発を図る。
- (ウ) 学校、職域及び地域ごとに講演会、討論会、学習会等を行い、精神障害者及び精神障害者の福祉に関する正しい理解と精神保健福祉活動への積極的参加を促す。
- (エ) 世界メンタルヘルスデーイベントに係る周知を含め、パンフレット、小冊子、ポスター等各種広報媒体による広報活動の推進を図る。
- (オ) 都道府県精神保健福祉大会の開催及び精神保健福祉事業功労者の表彰を行う。

8 報告書の提出

都道府県知事及び指定都市市長は、運動期間中に管内において実施された事業内容について取りまとめの上、速やかに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長あて報告するものとする。

以上